

重要事項説明書

1 法人の概要について

法人の名称	社会福祉法人ペートル会
代 表 者	理事長 緒 方 創 造
設立年月日	昭和59年8月7日
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地
電 話	0966-35-0861
F A X	0966-35-0282
事業の概要	1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム川辺川園） 2. 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム川辺川園） 3. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 4. 訪問介護・介護予防訪問介護 5. 居宅介護支援事業所（居宅介護支援事業所やまざり） 6. 介護老人保健施設（老人保健施設サンライフみのり） 7. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 8. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 9. 居宅介護（障害者自立支援法におけるホームヘルプ） 10. デイサービスセンターかわべ

2 施設の概要について

事業の種別	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
施設の名称	特別養護老人ホーム川辺川園
開設年月日	昭和60年4月1日
介護保険指定	平成12年4月1日
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地
事業所番号	第4373100421号
管 理 者	施設長 上 村 享 史
電 話	0966-35-0861
F A X	0966-35-0282

3 職員体制等について

職 種	従事する職務の内容	基準員数
管理者（施設長）	施設全般の運営・管理および従業者の管理・指導等	1名
生活相談員	利用者・家族からの相談への対応、他職種との連絡調整・指導、市町村など関係機関との連携調整等	1名以上
介護支援専門員	利用者の施設サービス計画原案作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、要介護認定への対応等	1名以上
看護職員	医師の指示に基づく与薬・検温・血圧測定等医療行為、施設サービス計画に基づく看護および介護等	14名以上
介護職員	施設サービス計画に基づく食事・入浴・排泄など日常生活の介護、レクリエーションの実施・指導等	
栄養士	利用者の献立の作成、調理業務の指示指導、栄養指導、嗜好調査、および残食調査など食事に関する全般の管理	1名以上
調理職員	利用者の食事の調理業務	実情に応じた数
機能訓練指導員	利用者の心身諸機能維持回復の訓練	1名以上
医 師	定期的な診察と健康管理	必要数
事務職員	施設全般の適切な事務処理等	実情に応じた数
主な職員の勤務体制 早出 7:00～16:00 日勤 8:00～17:30 夜勤 17:00～ 9:00		

○介護保険法の定めによる「人員に関する基準」以上の職員が配置されています。

4 設備の概要 について

○介護保険法の定めによる「施設及び設備に関する基準」以上の設備や面積を有しています。

区 分	数	量	備 考
入所定員	40名		
居 室	4人部屋	8室	(33.06㎡)
	2人部屋	4室	(18.24㎡×3) (17.71㎡×1)
浴室の設備	ミスト浴槽一般1 ミスト浴槽特浴1		温泉ではありませんが掛け流しのお湯です。
便 所	6箇所		共用6箇所 男性用2箇所
そ の 他	食堂、機能訓練室、医務室、静養室、洗面所、サービスステーション、汚物処理室、事務室、宿直室、栄養士室、調理室など		

○居室変更のご希望については、居室の空きが出た場合に可否を検討させていただきます。

○利用者自身または他利用者の心身の状況により、居室を変更する必要がある場合があります。

その際には利用者やご家族にご相談し、了承を得てから行いますのでご協力お願いします。

5 サービス内容について

①介護
施設サービス計画に基づいて利用者の方に必要な食事、排泄、入浴等の介助を行い、また、レクリエーション等を通じて、より自立した生活となるよう支援します。
②機能訓練
機能訓練室にて利用者の方の状況に応じて機能訓練を実施する他、施設内での全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
③食事
朝食 午前 8時00分より（ご自分で摂取できる方は、7時00分からも可能です。） 昼食 午前11時30分より 夕食 午後 5時00分より 自立支援のために原則食堂で提供しますが、利用者の方の状況に応じて居室で対応することもあります。また、行事等の都合で時間に変更になることがあります。 当施設では、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
④入浴
週に2回の入浴となっていますが、皮膚疾患等で回数を増やす場合もあります。ただし、利用者の方の状況に応じ清拭となる場合があります。
⑤口腔ケア
歯科医師、歯科衛生士指導のもと、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、日々の口腔内の清潔や衛生管理に努め、毎日食後の口腔ケアを行います。
⑥理美容
ご希望により、月に1～2回の理容・美容室師の出帳による理髪調髪サービスをご利用いただけるよう手配いたします。（理髪代1500円）
⑦レクリエーション
誕生会や季節に応じた行事等を定期的の実施しています。
⑧健康管理
嘱託医による定期的な診察日を設け、健康管理に努めます。 緊急等必要な場合には主治医（嘱託医）あるいは協力医療機関に責任をもって引継ぎます。 利用者の方が医療機関に通院又は入院する場合は、ご連絡するとともに入院の手配を行います。

6 利用料について

お支払いいただく利用料については、別紙「利用料金表」のとおりです。

7 サービス利用に当たっての留意点について

○ご利用いただいている方々の共同生活の場として、快適性、安全性を確保するために、下記のことをお守り下さい。

面 会	面会時間（月～日）9：00～17：00 ※感染症蔓延予防の為、面会禁止や面会制限することがありますので、電話等で確認されることをお勧めします。 お手数ですが、受付の面会簿にご記入下さい。 飲食物をご持参された場合は、職員に一言お伝え下さい。 ペットと一緒に連れて面会されても構いません。
外出・外泊	外出・外泊をご希望の場合は、届け出をお願いいたします。 感染症蔓延予防のために外出・外泊を制限する場合があります。あらかじめご確認ください。 医療機関の外来受診は、原則ご家族等の付き添いによる外出になります。
食 事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があり、3食すべて欠食の場合には、「食費自己負担額」は減免されます。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は、医師にご相談の上、所定の場所で行っていただきます。生活棟内での喫煙は原則禁止となっています。火気の取扱いは、職員が行いますのでご了承下さい。
施設備品等	施設の設備・備品をご利用の際は、大切にお取り扱い下さい。
個人物品等	個人の物品には記名をお願いいたします。スペースの余裕を考慮しながらご本人が愛用されているものをお持ちいただいても結構です。
金銭貴重品	金銭や貴重品の管理は、原則利用者ご本人かご家族で行って下さい。自己管理が難しい方については施設にて預かることもできます。
宗教活動等	多くの方に安心して生活をしていただくために、他の方に対する宗教活動や特定の政治活動、営利行為などは禁止します。

8 医療機関等について

○医療を必要とする場合は、ご希望により下記の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。

名 称	緒方医院
所 在 地	球磨郡相良村大字川辺1764番地
診 療 科	内科、消化器科
連 絡 先	0966-35-0131

名 称	人吉医療センター
所 在 地	人吉市老神町35番地
診 療 科	総合内科・代謝内科・呼吸器科・血液内科・循環器科・消化器内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・歯科・口腔外科
連 絡 先	0966-22-2191

名 称	人吉こころのホスピタル
所 在 地	人吉市下城本町１５０１番地
診 療 科	精神科・神経科
連 絡 先	０９６６－２２－４０５１

名 称	なかくま歯科医院
所 在 地	熊本県あさぎり町免田西２２７３番地５
診 療 科	歯科
連 絡 先	０９６６－４５－５７０１

名 称	愛生記念病院
所 在 地	熊本県人吉市南泉田町８９番地
診 療 科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・放射線科
連 絡 先	０９６６－２２－６８７８

9 非常災害対策について

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者等の責任者を定め、年２回以上の通報訓練、避難訓練、消火訓練などの必要な訓練を行います。

10 個人情報使用同意について（契約書第１２条）

1. 使用する目的
①市町村、居宅介護支援事業者、介護保険事業者、医療機関等との連絡調整 ②施設サービスを円滑に提供するために実施するサービス担当者会議等
2. 使用する職員の範囲
施設サービスを提供する介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員等
3. 使用する期間
入所契約日から契約終了日まで
4. 条 件
①厚生労働省が定めた「個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」に従って適切な取り扱いをすること。 ②個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。 ③個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

1 1 要望・苦情対応について

(1) 当施設の提供するサービス等に関する要望や苦情については、次の窓口にご連絡下さい。

要望・苦情の受付窓口	職名・氏名	生活相談員 坂下 彩織
	受付の時間	毎日8時00分から17時30分まで
	事業所電話	0966-35-0861
	不在の場合は、主任または事務職員が対応します。また、時間外については、宿直者が対応します。	

○受け付けた要望・苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応します。

○苦情解決には必要に応じてペートル会苦情解決第三者委員会に諮り、適切な解決を図ります。

(2) 上記の窓口以外に、次の公的機関でも苦情申出等ができます。

①市町村介護保険相談窓口	介護保険被保険者証に記載されている市町村介護保険担当係	
②熊本県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	熊本市東区健軍2丁目4番10号
	電 話	096-214-1101
	FAX	096-214-1105
③熊本県運営適正化委員会	所在地	熊本市中央区南千反畑町3番7号
	電 話	096-324-5471
	FAX	096-324-5456

重要事項説明書

1 法人の概要について

法人の名称	社会福祉法人ペートル会
代 表 者	理事長 緒 方 創 造
設立年月日	昭和59年8月7日
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地
電 話	0966-35-0861
F A X	0966-35-0282
事業の概要	1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム川辺川園） 2. 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム川辺川園） 3. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 4. 訪問介護・介護予防訪問介護 5. 居宅介護支援事業所（居宅介護支援事業所やまぎり） 6. 介護老人保健施設（老人保健施設サンライフみのり） 7. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 8. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 9. 居宅介護（障害者自立支援法におけるホームヘルプ） 10. デイサービスセンターかわべ

2 施設の概要について

事業の種別	地域密着型介護老人福祉施設
施設の名称	地域密着型特別養護老人ホーム川辺川園
開設年月日	昭和60年4月1日
介護保険指定	平成12年4月1日
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地
事業所番号	第4393100138号
管 理 者	施設長 上 村 享 史
電 話	0966-35-0861
F A X	0966-35-0282

3 職員体制等について

職 種	従事する職務の内容	配置員数
管理者（施設長）	施設全般の運営・管理および従業者の管理・指導等	1名
生活相談員	利用者・家族からの相談への対応、他職種との連絡調整・指導、市町村など関係機関との連携調整等	1名以上
介護支援専門員	利用者の施設サービス計画原案作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、要介護認定への対応等	1名以上
看護職員	医師の指示に基づく与薬・検温・血圧測定等医療行為、施設サービス計画に基づく看護および介護等	5名以上
介護職員	施設サービス計画に基づく食事・入浴・排泄など日常生活の介護、レクリエーションの実施・指導等	
栄養士	利用者の献立の作成、調理業務の指示指導、栄養指導、嗜好調査、および残食調査など食事に関する全般の管理	1名以上
調理職員	利用者の食事の調理業務	実情に応じた数
機能訓練指導員	利用者の心身諸機能維持回復の訓練	1名以上
医 師	定期的な診察と健康管理	必要数
事務職員	施設全般の適切な事務処理等	実情に応じた数
主な職員の勤務体制 早出 7:00～16:00 日勤 8:00～17:30 遅出 10:00～19:30 夜勤 17:00～ 9:00		

○介護保険法の定めによる「人員に関する基準」以上の職員が配置されています。

4 設備の概要 について

○介護保険法の定めによる「施設及び設備に関する基準」以上の設備や面積を有しています。

区 分	数 量	備 考
入所定員	10名	
居室	個 室 10室	(15.00㎡×9) (17.50㎡×1)
浴室の設備	個浴 1	温泉ではありませんが掛け流しのお湯です。
便 所	6箇所	共用4箇所 専用2箇所
そ の 他	食堂、機能訓練室、医務室、静養室、洗面所、サービスステーション、汚物処理室、事務室、宿直室、栄養士室、調理室など	

○居室変更のご希望については、居室の空きが出た場合に可否を検討させていただきます。

○利用者自身または他利用者の心身の状況により、居室を変更する必要がある場合があります。

その際には利用者やご家族にご相談し、了承を得てから行いますのでご協力をお願いします。

5 サービス内容について

①介護
施設サービス計画に基づいて利用者の方に必要な食事、排泄、入浴等の介助を行い、また、レクリエーション等を通じて、より自立した生活となるよう支援します。
②機能訓練
機能訓練室にて利用者の方の状況に応じて機能訓練を実施する他、施設内での全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
③食事
朝食 午前 8時00分より（ご自分で摂取できる方は、7時00分からも可能です。） 昼食 午前11時30分より 夕食 午後 5時00分より 自立支援のために原則食堂で提供しますが、利用者の方の状況に応じて居室で対応することもあります。また、行事等の都合で時間が変更になることがあります。 当施設では、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
④入浴
週に2回の入浴となっていますが、皮膚疾患等で回数を増やす場合もあります。ただし、利用者の方の状況に応じ清拭となる場合があります。
⑤口腔ケア
歯科医師、歯科衛生士指導のもと、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、日々の口腔内の清潔や衛生管理に努め、毎日食後の口腔ケアを行います。
⑥理美容
ご希望により、月に1～2回の理容・美容室師の出帳による理髪調髪サービスをご利用いただけるよう手配いたします。（理髪代1500円）
⑦レクリエーション
誕生会や季節に応じた行事等を定期的 to 実施しています。
⑧健康管理
嘱託医による定期的な診察日を設け、健康管理に努めます。 緊急等必要な場合には主治医（嘱託医）あるいは協力医療機関に責任をもって引継ぎます。 利用者の方が医療機関に通院又は入院する場合は、ご連絡するとともに入院の手配を行います。

6 利用料について

お支払いいただく利用料については、別紙「利用料金表」のとおりです。

7 サービス利用に当たっての留意点について

○ご利用いただいている方々の共同生活の場として、快適性、安全性を確保するために、下記のことをお守り下さい。

面 会	面会時間 （月曜日～日曜日） 9：00～17：00 ※感染症蔓延予防の為、面会禁止や面会制限することがありますので、電話等で確認されることをお勧めします。 お手数ですが、受付の面会簿にご記入下さい。 飲食物をご持参された場合は、職員に一言お伝え下さい。 ペットと一緒に連れて面会されても構いません。
外出・外泊	外出・外泊をご希望の場合は、届け出をお願いいたします。 感染症蔓延予防のために外出・外泊を制限する場合があります。あらかじめご確認ください。 医療機関の外来受診は、原則ご家族等の付き添いによる外出になります。
食事	食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があり、3食すべて欠食の場合には、「食費自己負担額」は減免されます。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は、医師にご相談の上、所定の場所で行っていただきます。生活棟内での喫煙は原則禁止となっています。火気の取扱いは、職員が行いますのでご了承下さい。
施設備品等	施設の設備・備品をご利用の際は、大切にお取り扱い下さい。
個人物品等	個人の物品には記名をお願いいたします。ご本人が愛用されているものをお持ちいただいても結構です。
金銭貴重品	金銭や貴重品の管理は、原則利用者ご本人かご家族で行って下さい。自己管理が難しい方については施設にて預かることもできます。
宗教活動等	多くの方に安心して生活をしていただくために、他の方に対する宗教活動や特定の政治活動、営利行為などは禁止します。

8 医療機関等について

○医療を必要とする場合は、ご希望により下記の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。

名 称	緒方医院
所 在 地	球磨郡相良村大字川辺 1764 番地
診 療 科	内科、消化器科
連 絡 先	0966-35-0131

名 称	人吉医療センター
所 在 地	人吉市老神町 35 番地
診 療 科	総合内科・代謝内科・呼吸器科・血液内科・循環器科・消化器内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・歯科・口腔外科
連 絡 先	0966-22-2191

名 称	人吉こころのホスピタル
所 在 地	人吉市下城本町 1 5 0 1 番地
診 療 科	精神科・神経科
連 絡 先	0 9 6 6 - 2 2 - 4 0 5 1

名 称	なかくま歯科医院
所 在 地	熊本県あさぎり町免田西 2 2 7 3 - 5
診 療 科	歯科
連 絡 先	0 9 6 6 - 4 5 - 5 7 0 1

名 称	愛生記念病院
所 在 地	熊本県人吉市南泉田町 8 9 番地
診 療 科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・放射線科
連 絡 先	0 9 6 6 - 2 2 - 6 8 7 8

9 非常災害対策について

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者等の責任者を定め、年 2 回以上の通報訓練、避難訓練、消火訓練などの必要な訓練を行います。

10 個人情報使用同意について（契約書第 12 条）

1. 使用する目的
①市町村、居宅介護支援事業者、介護保険事業者、医療機関等との連絡調整 ②施設サービスを円滑に提供するために実施するサービス担当者会議等
2. 使用する職員の範囲
施設サービスを提供する介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員等
3. 使用する期間
入所契約日から契約終了日まで
4. 条件
①厚生労働省が定めた「個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」に従って適切な取り扱いをすること。 ②個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。 ③個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

1 1 要望・苦情対応について

(1) 当施設の提供するサービス等に関する要望や苦情については、次の窓口にご連絡下さい。

要望・苦情の受付窓口	職名・氏名	生活相談員 坂下 彩織
	受付の時間	毎日8時00分から17時30分まで
	事業所電話	0966-35-0861
	不在の場合は、主任または事務職員が対応します。また、時間外については、宿直者が対応します。	

○受け付けた要望・苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応します。

○苦情解決には必要に応じてペートル会苦情解決第三者委員会に諮り、適切な解決を図ります。

(2) 上記の窓口以外に、次の公的機関でも苦情申出等ができます。

①市町村介護保険相談窓口	介護保険被保険者証に記載されている市町村介護保険担当係	
②熊本県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	熊本市東区健軍2丁目4番10号
	電 話	096-214-1101
	FAX	096-214-1105
③熊本県運営適正化委員会	所在地	熊本市中央区南千反畑町3番7号
	電 話	096-324-5471
	FAX	096-324-5456

重要事項説明書

1 法人の概要について

法人の名称	社会福祉法人ペートル会
代 表 者	理事長 緒 方 創 造
設立年月日	昭和59年8月7日
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地
電 話	0966-35-0861
F A X	0966-35-0282
事業の概要	短期入所生活介護の他に8事業

2 事業所の概要について

事業の種別	短期入所生活介護事業 介護予防短期入所生活介護事業
事業所名称	川辺川園短期入所事業所 (短期入所生活介護) (介護予防短期入所生活介護)
開設年月日	昭和60年9月1日(短期入所生活介護) 平成18年4月1日(介護予防短期入所生活介護)
介護保険指定	平成12年4月1日(短期入所生活介護) 平成18年4月1日(介護予防短期入所生活介護)
所 在 地	熊本県球磨郡相良村大字川辺1771番地(川辺川園内)
事業者番号	4373100538
管 理 者	施設長 上 村 享 史
事業所電話番号	0966-35-0861
事業所FAX	0966-35-0282

3 事業所の主な職員体制等について

職 種	主な職務内容	配置員数
管理者(施設長)	事業所の統轄管理	1名
生活相談員	入退所や相談に関すること等	1名以上
介護支援専門員	短期入所生活介護計画の作成	実情適応数
看護職員	利用者の看護に関すること等	14名以上
介護職員	利用者の介護に関すること等	
栄養士	献立作成、調理業務の指示・指導等	1名以上
調理員	利用者の食事の調理業務	実情適応数
機能訓練指導員	利用者の心身諸機能維持回復訓練等	1名以上
医 師	嘱託医	1名以上

事務員	施設全般の適切な事務処理等	実情適応数
-----	---------------	-------

○介護保険法の定めによる「人員に関する基準」以上の職員が配置されています。

4 設備の概要について

○介護保険法の定めによる「設備に関する基準」以上の設備や面積を有しています。

専用居室、専用便所、専用洗面所の他に、併設本体施設の居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、静養室、面談室、サービスステーション、栄養士室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、事務室、宿直室などがあります。

5 利用者の定員について

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 合計 1 日 8 人

他に、介護老人福祉施設の利用者が入院して、3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるとき、入院期間中のベッドを、利用者または身元引受人の同意が得られた場合、短期入所生活介護に利用することができます。

6 通常の送迎の実施地域について

短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の通常の送迎の実施地域は、人吉市および球磨郡の全域です。

7 サービスの提供方法等について

- ①介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう配慮しながら行います。
- ②入浴は、1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。
- ③排せつは、利用者の心身の状況に応じた方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- ④利用者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の支援を行います。
- ⑤栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ⑥利用者が可能な限り離床して、食事を摂ることを支援します。
- ⑦利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。
- ⑧常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための措置をとります。
- ⑨常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- ⑩教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行います。
- ⑪常に利用者のご家族との連携を図るよう努めます。

8 利用期間中の医療について

急変時の対応は契約書第12条にあるとおりですが、利用期間中のかかりつけ医等への通常の受診は、ご家族で送迎や付き添いをお願いいたします。

薬についても利用期間の必要分をご持参いただき、利用延長などにより不足が生じた場合は、ご家族で対応願います。

9 利用料について

お支払いいただく利用料については、別紙「利用料金表」のとおりです。

10 非常災害対策について

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者等の責任者を定め、年2回以上の通報訓練、避難訓練、消火訓練などの必要な訓練を行います。

11 個人情報使用同意について（契約書第11条）

1. 使用する目的
①市町村、居宅介護支援事業者、介護保険事業者、医療機関等との連絡調整 ②施設サービスを円滑に提供するために実施するサービス担当者会議等
2. 使用する職員の範囲
施設サービスを提供する介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職員等
3. 使用する期間
入所契約日から契約終了日まで
4. 条 件
①厚生労働省が定めた「個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」に従って適切な取り扱いをすること。 ②個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。 ③個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

12 要望・苦情対応について

(1) サービスに関する要望・苦情については、次の窓口にご連絡下さい。

苦情・相談の受付窓口	職名・氏名	生活相談員 坂下 彩織
	受付の時間	毎日8時00分から17時30分まで
	事業所電話	0966-35-0861
	不在の場合は、主任または事務職員が対応します。また、時間外については、宿直者が対応します。	

(2) 上記の申し出を経ても解決できない場合は、担当ケアマネジャーにご相談下さい。それでも解決できない場合は、次の公的機関においても苦情申出等ができます。

①市町村介護保険相談窓口	介護保険被保険者証に記載されている介護保険担当係	
②熊本県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	熊本市東区健軍2丁目4番10号
	電 話	096-214-1101
	F A X	096-214-1105
③熊本県運営適正化委員会	所在地	熊本市中央区南千反畑町3番7号
	電 話	096-324-5471
	F A X	096-324-5456